処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の5第3項

処 分 の 概 要:教習資格の認定の取消し

原 権 者:大分県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項(許可の基準)、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)、第5条の4第1項(技能検定)並びに第9条の5第3項(射撃教習)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)

処 分 基 準:別紙のとおり

問 合 せ 先:大分県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話097-536-2131) 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課

備 考:

処 分 基 準:

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条第 1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意 に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力 団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれが あると認められる者をいう。
 - 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に掲げるものをいう。
 - 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を 定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を 受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者 が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安 全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存 在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項に規定する基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められるとき以外は、教習資格の認定を取り消す。